

均等割のみ課税世帯支援給付金のご案内

均等割のみ課税世帯を対象とした給付金の受付を開始します！

物価・エネルギー価格の高騰の影響が長期化している状況を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金を支給します。

1. 誰がもらえる？

下記の2つの要件を満たす世帯です。

- ①令和5年12月1日に三木市に住民登録されている世帯
- ②令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯

HPはこちら



均等割のみ
課税世帯



こども加算



2. いくらもらえる？

1世帯あたり10万円

3. どうしたらもらえる？

対象となる**可能性のある世帯主**の方に、案内と確認書を送付しています。内容を確認のうえ必要事項を記入し、確認書と必要書類を同封の返信用封筒にて返送してください。

確認書の受付期間：令和6年3月29日（金）必着

※**郵送のみ受付**しています。

※**審査の結果、対象外となる場合もあります。**

4. いつもらえるの？

返送受付順に審査し順次支給します。

不備のない場合は、受付から約1か月後に指定口座へ振り込みます。

5. こども加算とは？

均等割のみ課税世帯支援給付金の対象となる世帯のうち、以下の対象児童を扶養している世帯について、給付金が加算されます。

・対象児童：平成17年4月2日生まれ以降の児童

※令和5年12月2日以降に生まれた児童も対象（要申請）

※同一世帯ではないが、世帯主と生計を同一にしている児童も対象（要申請）

・給付加算額：対象児童1名につき5万円

【問い合わせ先】三木市総合経済対策給付金コールセンター

電話：0794（86）6660

平日9：00～17：00（土・日・祝日を除く）